

Vision 2030

第2期 中長期計画

期 間：2025（令和7）年度 ～ 2030（令和12）年度

社会福祉法人 希望の家

目 次

1. 計画策定の趣旨	2
------------	---

2. 社会福祉法人を取り巻く情勢	3
------------------	---

今後5年間の取り組み内容

3. 法人本部	6
---------	---

4. 地域福祉連携拠点	13
-------------	----

5. 相談支援事業所	16
------------	----

6. 障害者支援施設	19
------------	----

7. ひょうご発達障害者支援センター	25
--------------------	----

8. 障害者通所支援事業所	28
---------------	----

9. 障害者就労継続支援事業所	31
-----------------	----

10. 地域活動支援センター	37
----------------	----

「2025年問題」に対応した福祉人材確保戦略	39
------------------------	----

資 料	44
-----	----

はじめに

わが国においては、少子高齢化と人口減少が急激に進むなか、労働力人口が減少、国民の生活様式の変容、物価高騰と貧困・格差・引きこもり、社会的孤立・社会的排除など、地域社会における生活課題は複雑・多様化してますます深刻です。

2020年初旬からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大も、5年間の歳月を経てようやく落ち着きを取り戻してはいるところです。

しかしながら、市中における感染の終息には未だには至ってはおられません。現在も、障害者支援施設においては「いかなるウイルスも持ち込まない」対策を講じるとともに、過度に恐れることなく感染症と共に生きていくという新たな生活様式を実践しているところです。

社会福祉法人希望の家は、1961年（昭和36年）5月に「希望の家」が誕生してから60周年を機に、中長期的な視点で法人の理念を具現化する計画として、2021年（令和3年）4月に「第1期中長期計画」を策定いたしました。

この度、第1期中長期計画の計画期間が終了するにあたり、ここに「第2期中長期計画」を策定いたしました。

この計画のスタートである年度は、「2025年問題」といわれる年で、本格的な超高齢化社会に入り、雇用、医療、福祉など、日本の経済、社会の広い分野の領域に深刻な影響を及ぼします。

社会福祉法人希望の家は、今後のこの厳しい時期に新たな第2期中長期計画に基づいて利用者の皆さまはじめ、地域住民のみなさまから信頼される身近な地域の社会資源として、役職員が一丸となって関係機関・団体、地域の皆さまとの連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けた福祉活動を推進してまいります。

今後とも、関係者の皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月

社会福祉法人希望の家

理事長 蓬 萊 元 次

1. 計画策定の趣旨

- ・第1期中長期計画（推進期間：2021年（令和3年）4月から2025年（令和7年）3月において、「希望の家コミュニティプラザ」整備事業や、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどを法人事業の中心にして各施設・事業所事業の展開を図ってまいりました。
- ・このたび、第1期中長期計画の計画年度の終了にあたり、その後継計画として第2期中長期計画を策定いたしました。

◆2023年（令和5年）11月に逆瀬川に整備した「希望の家コミュニティプラザ」を相談支援体制の中心に位置付け、重層的・横断的な総合相談支援体制を構築します。

◆市内の3つの障害者支援施設の利用者と地域で生活する在宅の障害者やその家族等、地域社会で様々な困りごとを抱える方々など広い範囲を対象にした「断らない相談支援」、「施設の充実に向けた支援」、「社会への参画支援」、「地域づくりに向けた支援」を実施することにより、地域共生社会の実現の一助に向けた役割を担います。

◆障害者を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備（2021年（令和3年）4月宝塚市実施）の機能について、本法人が独自に「希望の家コミュニティプラザ」の相談機能を窓口に各事業を駆使し、そのサービス体制を整備します。

◆本計画の推進期間は、2025年（令和7年）年度から2030年（令和12年）年度までの5年間といたします。

《 計画策定のキーワード 》

- ・地域共生社会の実現に向けた活動への参画
- ・地域福祉活動者・支援者づくり
- ・専門的機能を持つ施設支援の機能強化
- ・発達障害児者への支援と当事者支援
- ・生活困窮児・者の支援と地域貢献活動
- ・制度の狭間（はざま）の課題への対応と「断らない相談」

2. 社会福祉法人を取り巻く情勢

1) 社会福祉制度改革と社会福祉法人の責務

社会福祉法人の内部留保問題や、他の経営主体とのイコール・フットイング（equal footing）に対する指摘などを背景に、2016年（平成28年）3月に社会福祉法の一部が改正され、「経営組織のガバナンス強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組」を柱に社会福祉法人制度の見直しが行われました。

この改正により社会福祉法人には、これまでの長きにわたり地域の社会福祉事業の担い手として活動してきた知識と経験を活かして自らが「地域における公益的な活動」に取り組むことと、質の高い人材の確保と育成に率先して取り組むことなどが責務として求められました。

今後とも社会福祉法人は、本旨とする事業の着実な実施とともに、地域のあらゆる住民の生活課題や福祉ニーズに専門的に対応し、地域住民の生活課題の解決への期待に応えてゆかなければなりません。

2) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」の実現に向けて国は、社会福祉の制度の枠や、支援の「支え手」、「受け手」という従来の関係を越えて、一人ひとりが生きがいや役割を持って暮らしてゆくことが可能となる地域コミュニティをつくることのできる“包摂的なコミュニティを創造する”という考え方を打ち出しました（「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定：2016年（平成28年）6月）。

さらにその翌年の2017年（平成29年）の社会福祉法の改正において、地域共生社会の実現のために市町村が包括的な支援体制の構築していくことを規定するとともに、2020年（令和2年）には市町村において、その実現のための「重層的支援体制整備事業」を創設し、2021年（令和3年）には「地域生活支援拠点等の機能」の整備がされました。

3) 「相談支援」を中心にした支援

民生児童委員や自治会等の役員、ボランティア等の地域福祉活動者やその担い手の高齢化、家族機能の変化や脆弱化に加えて地域社会・企業などとのつながりや関係の稀薄化などの社会的課題から、地域での住民の社会的孤立が深刻になっているといわれており、「支え手側」と「受け手側」が常に固定しているのではなく、住民それぞれが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を実現させなければなりません。

また、相談支援機関には、支援活動の一助を担う機能と併せて社会的に孤立した住民や困りごとを抱えた地域住民を発見して、然るべき支援につなぐ“ワンストップ”の機能とともに、相談者本人・世帯の属性に関わらず「受け止める相談支援」と「断らない相談支援」という機能を整備することが求められています。

4) 2025年問題と今日的な社会的課題への対応

現在「2025年問題」として、国民の5人に一人が後期高齢者となり、超高齢化社会で雇用、医療、福祉などの日本の経済、社会の幅広い分野に深刻な影響を及ぼし、今後、社会保障費や医療費、労働力不足などの問題に顕著に表れてきます。

また、「8050（はちまる・ごうまる）問題」や介護離職や長期失業、中高年のひきこもりの増加、不安定雇用や経済的な困窮世帯・ヤングケアラーやダブルケアの増加などの様々な課題が現在、大きな社会問題となっています。

これらの複雑化・多様化した制度の狭間（はざま）の社会的課題等の解決のためには、特定の制度や機関だけでは解決することは難しいため、複数の機関、組織や人々が協力することが重要です。

さらに、世界中でテクノロジーが急速に進化し、社会変化や価値観が多様化しているなかで、福祉業界においてもITを使ったイノベーションが必要な時期にきています。社会福祉法人においても、業務の省力化、効率化及び職員の負担軽減に向け、積極的なDX（デジタル・トランスフォーメーション）化の促進を図らなければなりません。

5) 人材の確保と福祉のイメージ向上への取り組み

この人口減少と少子高齢化が顕著となる問題は、「2040年問題」とされ、わが国においては深刻な労働力不足に陥るといされ、現在、国や自治体においては様々な福祉人材の確保への取り組みや、福祉従事者に対する処遇改善などの取り組みの施策等が講じられています。しかしながら、福祉人材の慢性的な不足はいつこうに改善の兆しが見られず、また、学生や若者をはじめその保護者等からの福祉の仕事に対するマイナスイメージの払拭（ふっしょく）にも大きな進展は見えてきてはいません。

一方で、福祉人材の想像を超える量的不足に加えて、福祉人材の質の向上も重要視されており、福祉従事者の一人ひとりの経験や知識に合った研修の提供も必要です。

さらに、外国人技能実習制度については、「育成就労制度」へと2027年（令和9年）から見直しがなされる予定で、新たな仕組みのもとでの外国人労働者の適切な活用とともに、我が国の事業所には外国人労働者から選ばれる雇用事業者としての環境整備が求められることになります。

6) 大規模自然災害等への対応

2024 年（令和 6 年）8 月の「日向灘地震」の発生を受けて国は、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震が発生する可能性が高まっているとし、初めて「南海トラフ地震臨時情報」を発表いたしました。このことから、大規模地震への対策へのフェーズは確実に進んだといえます。

また、近年の大型化した台風や暴風雨、線状降水帯等による顕著な大雨などの自然災害が頻発するなかで、社会福祉施設・事業所等でも大きな損害を受けるケースや、地域の高齢者・障害者が被害者になるという自然災害による事故が後を絶ちません。

このように、災害大国と呼ばれるわが国においては、社会福祉法人等が設置する福祉施設や事業所には、大規模自然災害が発生した場合、各施設・事業所においての利用者の安全及び生活の確保とともに、各施設・事業所に策定が義務付けられている自然災害（含む感染症対策）に備えられた BCP（事業継続計画：Business Continuity Planning）の適切な運用と見直しが求められています。

今後 5 年間の取り組み内容

3. 法人本部

1) 福祉人材確保戦略の取り組み

今年 2025 年（令和 7 年）、わが国は団塊の世代（「第 1 次ベビーブーム」時期の 1947 年から 1949 年生まれ世代）の約 800 万人がすべて 75 歳以上の後期高齢者となり、国民の 5 人に 1 人が後期高齢者という世界でも前例のない超高齢社会を迎えました。

国は、今年 2025 年に国民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上、約 5 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者になるとし、超高齢社会に突入したことにより生じる様々な影響や社会問題を指して「2025 年問題」と呼んでいます。

この「2025 年問題」は、団塊の世代が後期高齢者となることによる社会保障費の負担増や人材不足の深刻化が懸念されていますが、社会福祉分野での最大の問題は福祉サービスを提供する福祉人材の不足であると考えます。

そのため法人では、2025 年（令和 7 年）1 月に『「2025 年問題」に対応した、福祉人材確保戦略』を策定いたしました（本計画書の巻末に掲載）。

この戦略では、今後当面の法人の福祉人材確保・育成に関する取り組みを具体的に定めています。

2) 地域福祉活動への取り組み

希望の家コミュニティプラザ（以下「プラザ」という。）を核にして、法人の施設・事業所が地域の障害者に向けた「地域生活支援拠点等の機能」や「地域共生社会の実現」に向けた役割を担うことを目的に、地域住民やボランティア、民生児童委員、福祉関係者や関係機関等との協働により、それぞれが身近な圏域において地域福祉活動等の一層の促進を図ります。

また、既存の社会福祉制度や施策での対応が難しい新しい社会的課題に対しては、従来までの縦割りの枠を超えて、支援機関や社会福祉法人、地域の福祉団体・グループ等とのネットワークを活用し、その力を集約して制度の狭間（はざま）の困りごとや課題に対して、包括的な支援活動を展開いたします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5 年後の到達目標
--------	----	----	----	-----	-----	-----------

1. 地域の福祉活動者などから構成する「希望の家コミュニティプラザ福祉の地域づくり準備会」において、それぞれの既存の事業の拡充と共同事業を展開するプラットフォームの構築についての協議を開始する。	・地域活動者や団体との定期的な連絡会等の開催 ・地域防災訓練への相互参加 ・自閉症啓発イベント等の継続開催 ・地域の潜在的シニア人材の事業所雇用の促進	◆プラザを核として、地域の様々な団体がそれぞれの活動を発展的に展開されている。 ◆地域共生社会の実現に向けた取り組みや活動について、それぞれの協働実施する地域において実施体制が整っている。
2. 地域住民や地域団体・社会資源等の構成員の情報交換の開催を通じて、既存の地域活動を支援する。	・定期的な情報交換会の開催	◆地域の様々な支援機関の担当者や支援者・地域住民が、お互いに顔の見える関係が構築され、課題を抱えた住民の早期発見に繋がっている。

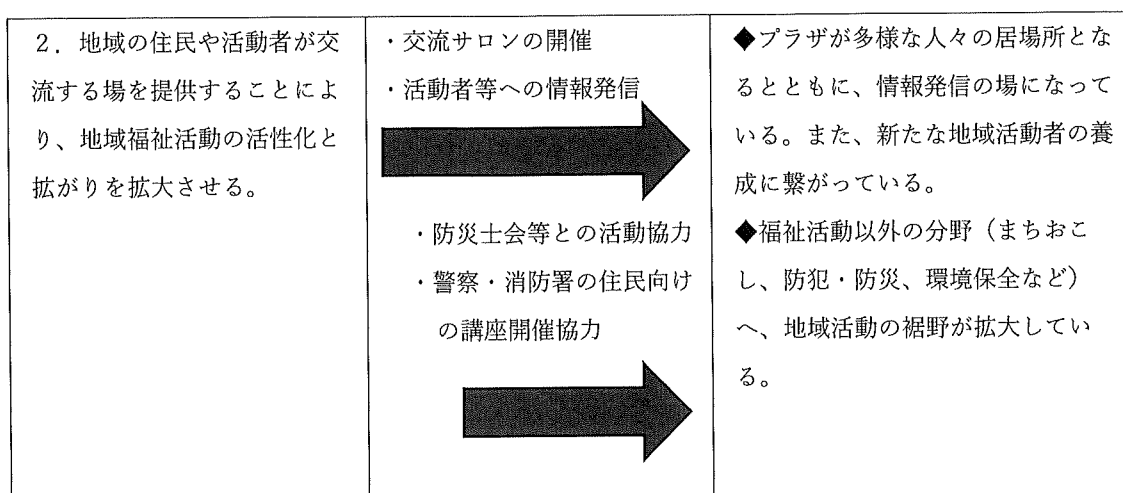
3) 住民とともに進める活動への取り組み

地域福祉活動の推進者である民生児童委員や地元自治会、当事者団体等が実施している既存の各種サロン活動や住民向け相談事業などについて、プラザ内の地域連携ルームや小会議室などのスペースや付帯設備等の使用を希望される団体やグループなどに供するなどにより、地域福祉活動の促進を応援します。

さらに、民生児童委員や地元自治会役員等と協働して、近隣の住民や障害者、子ども・生徒・学生、独居・高齢者世帯構成員など幅広い地域住民を対象とした、地域福祉の向上や生きがいの創造や健康づくりやまちづくり、安心・安全のための各種講座等の開催をはじめ、社会的孤立を防止する取り組みにつながる新たな支援メニューの検討・開発に関わります。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 地域の福祉活動者や自治会等と協働し、地域のニーズに応じた地域福祉の支援メニューを開発し、ともに協働活動する。						◆プラザを中心にして、地域住民向けの様々な支援メニューが開発され、相互に協力して域内で展開されている。



4) 福祉 DX 推進に向けた取り組み

世界中でテクノロジーが急激に進化し、社会変革や価値観の多様化が進んでいるなかで、福祉業界は依然として旧態然とした体質が維持されています。

こうした中で、福祉現場と効果的な経営を繋ぐためより良い管理体制・組織による業務の一元管理として、クラウドとAIによる福祉DXを推進することによって、「福祉サービス品質の向上」と業務効率化による「法人の財務基盤の強化」を図ることが重要であると考えます。

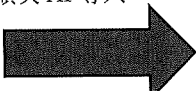
そのため本計画の推進期間である今後5年間のうちに、法人の設置する全ての障害者支援施設と事業所で福祉DXの構築を段階的に進めます。これにより省力化が可能となった職員の稼働時間やリソースを利用者への支援サービス提供の時間やコミュニケーションの時間に充当するとともに、支援業務の細分化が促進されて職員の能力を最大限発揮できる「チームケア」による業務効率化を推進します。

法人では今後、施設・事業所への段階的なAI・ICT機器の導入により、次世代の法人と施設・事業所運営を目ざすとともに、より一層の利用者サービスの向上と利用者満足度の向上とともに、併せて職員満足度の向上を図ってまいります。

また一方で、DXの導入により福祉人材の確保と定着の強化方策についての効果を探ることにより、安定した法人運営を継続して各施設・事業所での良質な福祉サービスの提供に努めてまいります。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
--------	----	----	----	-----	-----	----------

1. 施設・事業所の業務運営手法の開発と実践を目的に、AIシステムの導入を進める。	・相談支援事業所で運用  ・グリーンホーム AI 導入  ・他施設・通所施設等に順次 AI 導入 	◆法人内の施設・事業所で AI、DX 等の導入・構築が段階的に進んでいる。 ◆AI の導入により省力出来た時間やリソースを、利用者支援に投下できており、利用者へのサービスの質が向上している。 ◆利用者と職員とのコミュニケーションの時間が、AI 導入前に比べて飛躍的に増大している。
2. DX の導入を促進することにより、介護業務の効率化を図る。	・障害者支援施設を中心に ICT 機器等の導入を促進 	◆福祉人材の求人力、定着化が向上している。 ◆支援業務の細分化が進み、「チームケア」が定着している。 ◆インシデントや事故の発生状況を分析することにより、事故等の発生件数が減少している。 ◆利用者の満足度や安心感が向上している。 ◆業務の効率化により魅力的な福祉職場になっており、求職希望者数の増加につながっている。

5) きぼうっこ山本整備事業への取り組み

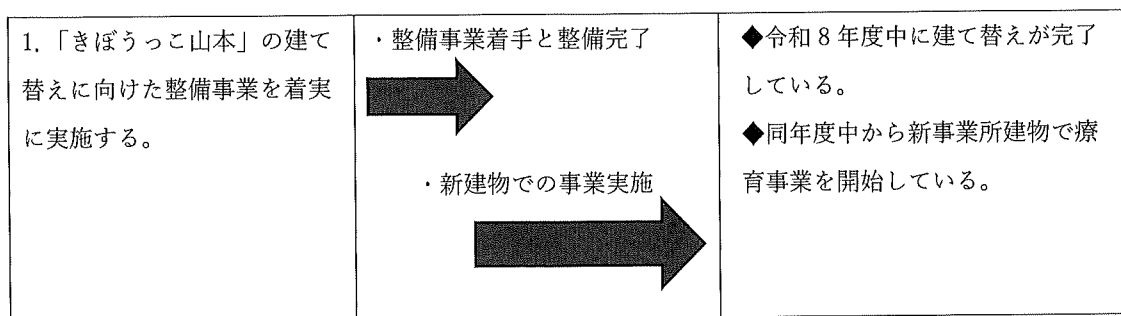
障害児通所支援事業所「きぼうっこ山本」は、2016 年（平成 28 年）に中古住宅を買収して内部改修後、翌年の 2017 年（平成 29 年）4 月に開設いたしました。

当該事業所建物については、開設当初既に築後 30 年以上が経過した中古住宅を買収改築していることと、その後の経年劣化により現在、各所で不具合が生じていることから、法人内部で建て替え整備事業について計画しています。

現在、設計事務所との協議を進めているところですが、今後は民間社会福祉助成団体等の補助金・助成金の活用を前提として当該計画を推進してまいります。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5 年後の到達目標
--------	----	----	----	-----	-----	-----------



6) 相談支援業務拡充への取り組み

プラザに設置している相談支援事業所「コミセン希望」で実施している従来からの相談支援業務に加えて、高齢者や障害者、子ども等の属性を越え、包括的な相談支援体制の構築を図るとともに、プラザ内の各事業所とそれぞれが関係する機関の専門性を重層的・横断的に連携させることにより、子どもから大人までの「発達障害への支援業務」の一元的な展開を図ります。

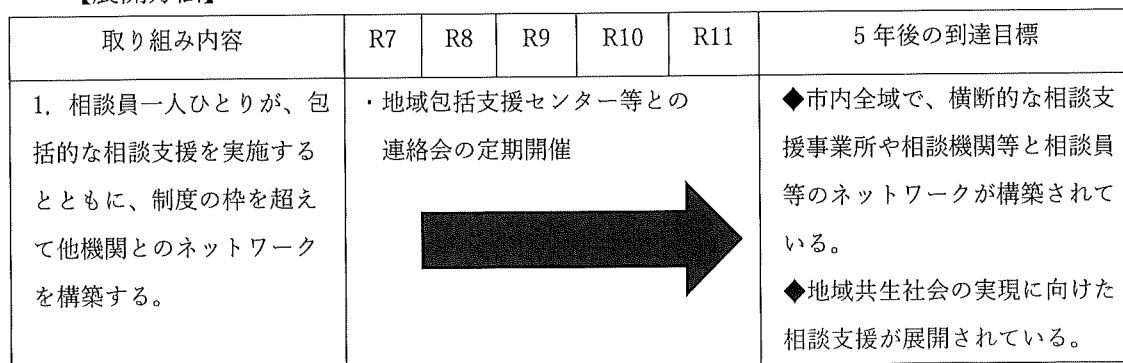
また、地域住民や関係団体・関係機関等に寄せられる地域生活課題に関する様々な相談などについても、組織内での縦割りを排した横断的相談体制を確立することにより、「断らない相談支援」を要支援者への対応の基本姿勢といたします。

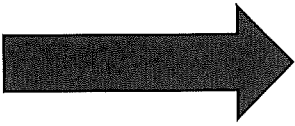
社会福祉法人希望の家における総合相談窓口として法人内外のネットワークを活かして、職員一人ひとりが障害福祉サービスの利用を希望する市内外の在宅障害者への迅速な対応を心がけ、相談支援と福祉サービスの提供に向けた支援を行います。

また、制度やサービスに結びつけられない相談事案に対しても、特定の課題解決を目指して相談者との関係を維持して相談者と周囲の関係を広げてゆくアプローチを展開することにより「伴走型支援」を重視した支援をおこないます。

一方、宝塚市東部での相談支援案件の急増に伴い、新たな相談支援事業所を「きぼうっこ山本」の建て替え整備に伴って同建物内に相談支援事業所を開設し、全市域を網羅できる体制を構築し、在宅の障害者の福祉ニーズにいち早く対応することができる相談体制を整備することにより、福祉サービスの利用希望者を「待たせない相談支援」と「迅速なサービスの提供」を目指します。

【展開方法】



2. 建て替えを計画している「きぼうっこ山本」内に新しく相談事業所を開設する。	・新規相談支援事業所の設置 運営 	◆新しい相談事業所が開設され、専任相談者が配置されている。 ◆相談支援事業所の新設により、市東部の在宅障害者の福祉ニーズに迅速に対応することができている。
--	---	---

7) 重度障害者支援等への取り組み

現在、法人が設置する3つの障害者支援施設での重度障害者へ支援、とりわけ日中活動への取り組みをさらに強化するとともに、利用者の加齢に伴う障害者支援区分の重度化や介護量の増加や、介護方法・支援方法の多様化に対応できるよう、「ISO9001」の継続的实施と改善を図るとともに市内外の医療機関や関係諸機関との連携強化に努めてまいります。

また、重度障害者の医療的ケアへの対応とともに介護技術の向上のための研修等への職員の参加を促進させ、利用者の安心・安全のために日常的な医療・看護の提供を継続して実施いたします。また、従来の感染症への対策とともに、第2種協定指定医療機関との協力・連携体制を新たに構築することにより新興感染症等への対応を行う協力体制についても講じることいたします。

同時に、各施設・事業所のBCPの運用検証と見直しを常に行うことにより実効性の高い計画として、災害発生時や感染症等発生時の安定した福祉サービスの提供体制を維持いたします。

また、短期入所や緊急時の在宅の重度障害者や高齢家族や家族などの介護者等からの利用希望の相談などに対応するとともに、すでに法人で運用している「すこやか安心入所登録制度」、「緊急短期入所登録制度」などの利用促進により、地域の在宅障害者やそのご家族等の安心と期待に添えてまいります。

さらに、運営協議会（地域連携推進会議）の開催をととして、障害者支援施設への理解醸成を図るとともに地域に開かれた施設運営と住民の福祉理解の促進への活動等に取り組みます。

そのうえで、本法人の60年以上にわたる障害福祉分野での活動実績を今後も維持継続することにより「すこやか支援の最大化」を目指して、「誰一人取り残さない支援」と「重度障害者に強い支援」を推進することにより、次の新たな時代に向けて法人本部と施設・事業所が三位一体となって進めます。

なお、地域社会においては、当該地域での地元の消防団や自治会・自主防災組織などの関係者や、地域住民・福祉関係者等と協働して、災害対応や災害発生時には施設と地

元自治会等との「災害発生時相互支援協定」に基づいた福祉施設と地域住民との相互防、災協力や、福祉避難所の設置運営協力を継続して取り組みます。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 重度・重複障害者や高齢障害者などの医療的ケアを要する利用者への支援のため、平時から関係医療機関と連携し、必要な情報の提供に努める。						◆阪神間圏域において、日常的に市町・相談支援事業所等との連携が定着している。 ◆高齢・重度障害者や医療的ケアを必要とする利用者への切れ目ない医療支援が関係医療機関により提供されている。
2. 第2種指定医療機関との新興感染症等の発生時の対応体制を構築する。						◆第2種協定指定医療機関との新興感染症等発生時の対応体制が構築されている。
3. 施設利用者並びに地域の障害者の支援について、情報交換等を地域の関係機関との協働。						◆関係医療機関と利用者や潜在的利用希望者に関する健康状態等についての日常的な情報共有が行われている。
4. 運営協議会（地域連携推進会議）をとおり、地域住民の福祉施設への理解を高める。						◆福祉施設と地域との関係がさらに深化している。 ◆地域住民の福祉施設への理解醸成が図られている。
5. 大規模災害の発生時等の避難訓練や地域住民等との防災活動への参画。						◆施設・事業所はもとより、地域での総合防災体制が確立している。 ◆各BCPが適切に運用されている。

4. 地域福祉連携拠点 「希望の家コミュニティプラザ」

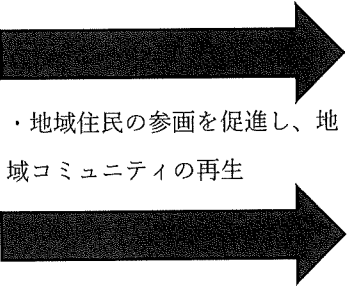
1) 相談を核にした課題解決

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などの相談支援を一体的に実施し、関係機関が連携して対応する体制を整備いたします。

生活課題を抱えながらも支援が届いていない世帯に対して、訪問等により継続的に関わることで信頼関係を構築し、支援につなげるとともに、本人を中心に伴走する意識を持って生活課題の解消に向けて支援いたします。

また、地域住民の支え合う力を育むとともに、民生児童委員など地域生活を支える人材の活動の促進や育成を進めてまいります。また、課題を抱えた人の状況や特性を把握・理解し寄り添いながら、一人ひとりの人権が尊重され、地域社会の中で自分らしく生活できることを目指します。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 地域住民がどのような問題でも相談できる「断らない相談支援」を実施し住民が気軽に相談できる環境を整える。						◆地域包括ケアシステムが普遍化され、高齢者や障害者、子どもなどが地域で自立した生活を送れるようになっている。 ◆地域共生社会の実現を目指し、住民同士が支え合う仕組みが構築できている。
2. 地域住民への障害に対する意識を高める活動や啓発活動を通じて、地域課題への理解と関心を高め、積極的な参加を促進する。						

2) 地域連携支援の強化

地域住民や地域の多様な主体が参画し人とひと、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会を目指します。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
--------	----	----	----	-----	-----	----------

1. 住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、制度・分野ごとの関係を超えて支え合う取り組みを育む。	・地域で必要とされる多様なニーズに応えるために専門人材の機能強化と最大活用 	◆地域全体が一体となって支え合い、安心して地域生活を継続できるよう包括的支援体制が構築され、誰もが心穏やかに過ごせる社会になっている。
---	--	---

3) 地域支援と連携の強化

相談支援が核となり、プラザで実施する地域住民の方々を対象とする講座、映画会、音楽会行事などを通じて地域コミュニティの活性化を図ります。

また、民生児童委員や福祉活動団体等が実施する福祉的サロン活動等に積極的に参画し、活性化することで地域活動の推進を図ります。

さらに、地域のことを熟知し、精力的に活動されている地域住民の方々との協議を重ね、その中で抽出された地域の課題の解決のための地域活動を企画・実践いたします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 地域行事や地域活動を通じて交流を図り、参加者に楽しんで頂くことにより地域貢献に繋がる様に努め、より良い関係の構築を図る。	・住民が世代や分野を超えて交流できる場を提供し、地域全体で支え合う関係の構築 					◆地域住民同士が顔の見える関係を築き、世代や属性を超えて交流できる場や居場所が確保され、地域全体で支え合う環境が整っている。

4) 音楽の地域化

マルチセッションルームとその設備を活用し、法人がこれまで20年間にわたり取り組んできた音楽療法を地域化するとともに、地域住民や要支援者等を対象とした音楽療法士によるコンサートを開催、近隣の独居高齢者、高齢世帯構成員等を対象に、近隣大学等と連携して良質な音楽との触れ合いの機会を提供するなど、音楽による地域の活性化に努めます。

さらに、障害特性により一般の習い事に通うことが困難な発達障害児に対して、音楽に親しめる場としてピアノレッスンを実施いたします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 音楽療法士によるコンサートの定期的開催や、地域住民が音楽に触れ合う機会を提供する。	・法人音楽療法士や地域の音楽家が協力し、地域活性化に貢献する活動の実施 					◆地域住民がコミュニティプラザに気軽に足を運び、演奏者と共に音楽を楽しむことができている。
2. 武庫川女子大学と連携し、発達障害児を対象としたピアノレッスンを実施する。	・子どもたちへの音楽教育や社会的スキルを支援するプログラムの実施 					◆地域の音楽教室に通うことが難しかった発達障害児が、法人の実施するピアノレッスンに通うことで、音楽に興味を持ち、主体性を持って音楽活動に取り組めるようになっている。

5. 相談支援事業所

「コミセン希望・コミセン希望西谷・プラン希望」

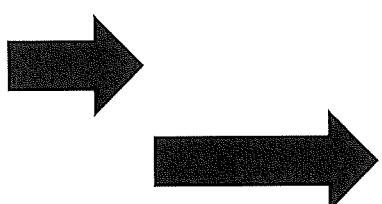
1) AI化による事務環境の改善とサービス向上

多様化、複雑化し、かつ増大化する相談支援ニーズに対応し、より適切な相談体制を構築するために、従来の支援ソフトからAIを取り入れた新システムを導入致します。

相談支援の事務業務にAIを活用することにより、業務改善をはかるとともに、相談支援の質の向上を目指します。

また、日々の相談記録、議事録や帳票の作成、面談予約、会議日程の調整等、相談業務等にAIの機能を活用することで相談員の作業効率とともに、さらに多くのニーズにこたえ、ひとりひとりに寄り添った計相談支援を目指します。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. AI化で事務効率、勤務環境の改善でサービス向上を図る。	・システムの移行 ・運用充実・業務改善 					◆新システムへ完全移行している。 ◆AI化による業務の効率化、労働環境の改善で相談支援の質が向上し、断らない相談支援を実現し、選ばれる相談支援事業所となっている。

2) 迅速なニーズへの対応

「待たせない相談」、「断らない相談」をモットーに、ライフステージに応じ必要な時に必要な支援が提供できるよう、福祉サービスの利用支援と適切な関係機関へ繋がります。

同時に地域と積極的につながり、支援者・住民との関係を構築し、フォーマル、インフォーマルの社会資源等と協働して、社会的な課題や困りごとを抱える方々が安心して自分らしく暮らし、それぞれの人生の中で自己実現を果たして自信と生きがいや希望を見出せるよう、当事者へのエンパワメントに向けた支援を行います。

相談支援員として障害者福祉に関する専門的知見や援助技術のみならず、地域を基盤としたソーシャルワーカーの育成・成長を目指します。

放課後等デイサービス「きぼうっこ山本」に併設する新たな相談支援事業所を開設し、宝塚市東部の利用者へアクセス良く対応できるようにします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 相談支援員の支援の質の向上を図る。	・専門性を向上させる外部研修への効率的参加 					◆待たせない、断らない安定した相談支援を実現している。 ◆外部研修等に参加し、地域課題、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有するソーシャルワーカーが育成されている。

3) 地域福祉活動の推進・充実

現在の地域社会では、表面に現れない様々な生活課題が存在しています。「8050問題」への世帯全体に支援が要するケースや、制度の狭間（はざま）の課題には既存の枠組みを超えた支援が必要となるケースなど、地域の関係機関と協働を相互に推進することにより、重層的・横断的な相談支援を要するなどこれまで以上に他機関との連携が不可欠です。

また、住民が互いにやさしさ、安心を感じて、支え合い暮らせる地域づくりを目指し、地域住民の障害理解をすすめるための出前講座等、ニーズに応じた啓発活動等を通して地域共生社会の実現の一助に寄与いたします。地域活動にも積極的に参画し、顔が見える関係から信頼関係の構築、そして地域生活支援拠点の中核となる相談支援事業所として、地域に根ざした役割を果たしていきます。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 地域生活支援拠点の中核的役割を果たし、地域福祉活動の推進・充実に取り組む。	・関係機関、住民との関係づくりサロンの担い手への支援 ・委託相談・啓発活動で地域生活支援拠点の中核的役割の実践 					◆関係機関、地域住民と連携・協働し包括的な相談支援体制が構築されている。 ◆障害理解の啓発活動やサロン活動と担い手の育成、資源の開発で、安心して暮らせる地域づくり活動が展開されている。

4) 地域移行への積極的な取り組み

関係機関と協働し、要支援者本人のペース、価値観、意思決定支援を大切にしながら、安心して暮らせる生活の場や地域との繋がりづくりを支援します。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 地域移行・地域定着への積極的な取り組みを展開する。	・地域移行の促進 ・様々な地域資源との関係構築 					◆病院等との関係性を築き、地域移行支援を行う。 ◆地域と適切な距離、関係性を築きながら移行後も安心して生活を維持、継続できている。

6. 障害者支援施設

「グリーンホーム・サンホーム・ワークセンター」

1) 重度身体障害者への支援充実

「最も支援を必要とする最後の一人の尊重」を基本に、生活支援員の介護技術や知識の向上に向けて重度身体障害者への専門的な研修受講および資格取得等によって、より質の高い、丁寧で適切な支援を提供します。

また、さらなる重度障害者支援と利用者の安心・安全に資するよう、それぞれの施設において職員配置の充実を目ざします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1.障害者支援施設における、専門的ならびに医的分野の専門知識と技術を有する人材の育成を行う。	・介護技術研修、強度行動障害研修、喀痰吸引研修等専門的研修等の受講促進 					◆研修受講計画を進捗させることにより、資格取得者の拡充が進むことで利用者のニーズに沿った重度身体障害者支援が出来ている。
2.利用者の介護量の変化に応じた職員配置について検討する。	・計画的かつ適切な職員配置の検討 					◆充実した職員配置により、利用者の状態に応じた支援が支障なく行われている。

2) ISOの推進による継続的改善と利用者満足度の向上

ISO9001品質マニュアルに基づき施設サービスの質の向上について、内部統制の強化と個別支援計画の充実、利用者満足度の向上、事故・ニアミス等の是正処置および予防処置等の内容の精査など常に継続的改善に努め、より質の高いサービスを提供いたします。

また、すべての業務が品質マニュアルに組み込まれていることから、すべての施設業務の遂行を通じて、全職員がISOへの理解、浸透を深めます。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
--------	----	----	----	-----	-----	----------

1. ISO9001 を維持・推進することにより、障害者支援施設の業務手順を整理し、質の高いサービスを継続して提供する。	・施設でのマニュアルの見直し・再確認・実践及び改善を継続 	◆常に質の高いサービスを提供し、利用者の高齢化・重度化に伴う介護量の増加、介護の質の多様化への対応ができています。 ◆予防処置を講じることにより、リスクやクレームが低減し、利用者満足度が向上している。
--	---	---

3) 生きがい対策としての日中活動支援

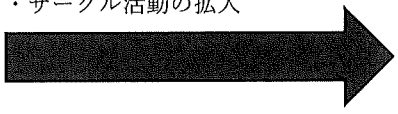
個別支援計画の充実を図り、日中には利用者一人ひとりが目標に向けた活動によって明るく楽しく生きがいある安定した生活の持続に向けた支援を行います。

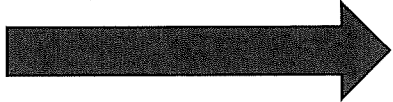
また、職員と利用者の対話の会（「くつろぎの会」等）などを通して利用者の意向を踏まえ、多様な日中活動支援プログラムを開拓して利用者に提供いたします。

施設行事と地域交流については、盆踊り大会やバーベキュー大会、合同運動会などの従来の施設合同行事を継続し、行事への地域住民の参加による交流の機会を通じて、地域参加の促進を図ります。

さらに、感染対策を講じたうえ、積極的な外出行事を検討し、実施します。家族交流や個人外出、外泊等の機会を積極的に推奨することで、ご家族や地域社会との良好なつながりを維持し、利用者の地域における安心で安定した日常と日常生活圏域の拡大をサポートし、地域社会の一員としての生活を支援いたします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1.各種サークル活動の充実を図るとともに、ICTを利用して独創性の高い創作活動を開発して個別に提供する。	・ICTを活用した創作活動 ・サークル活動の拡大 					◆多様化する日中活動ニーズに沿った創作活動を個別に提供しており、定期的な見直しもICTの活用により効果的に実施されている。
2.既存の行事の開催とともに、地域住民交流のさらなる機会を創出する。	・盆踊りや運動会などの既存行事の開催  ・地域住民との交流機会を重視したプログラムの検討					◆地元自治会や地域団体、小中学校や企業など、地域の社会資源との協働連携の下、施設の行事が地域の行事として認知され横断的な交流が進んでいる。

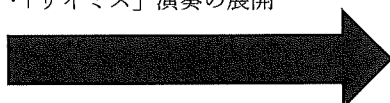
3. 外出・外泊の機会を推奨し、家族や地域社会との日常的なつながりを維持する。	・感染対策を講じた外出行事や日帰り旅行の検討と実施 	◆利用者の年齢や状況に応じた日常生活圏域で、個人の希望に沿った地域生活が送れる環境が整備されている。
---	--	--

4) 音楽療法の充実

法人に所属する音楽療法士や大学等の専門機関との連携を通じて音楽療法における独自性と革新性を発揮し、利用者の心身の活性化によりリハビリ促進や日常生活の充実、利用者の健康と心身の安定により効果的な音楽療法の支援プログラムの構築を目指します。

さらに法人内での音楽活動やリハビリ訓練として、バリアフリー電子楽器「サイミス」を活用し演奏や音楽発表等を積極的に推進するとともに音楽療法士の育成、音楽療法士によるコンサートの開催や演奏家と協働したコンサートの開催など、法人内外における様々な音楽活動の充実を図ります。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 音楽療法士による音楽療法の定期的な実施により、利用者の健康・心身の安定に努める。	・音楽療法の毎週実施 ・「サイミス」演奏の展開  ・コンサートの開催や音楽活動の充実継続					◆音楽療法士を中心とした音楽活動が定着するとともに、日常的に音楽が身近にある施設での生活様式が確立している。 ◆音楽療法士としての活動を希望する学生の採用により、安定した人材確保に繋がっている。
2. 福祉分野以外の人材確保の観点から、多様な分野からの福祉人材育成を行い、福祉の魅力を普及する。						

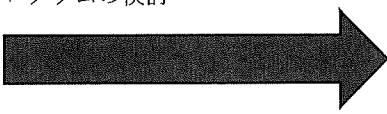
5) 施設利用者の高齢化への対応

利用者の高齢化によるADLの低下や慢性疾患、悪性疾患の発症が顕著となっており、利用者の現存機能の維持や健康管理がますます重要となっています。そのため、施設の医師・看護師はもとより関係医療機関等との連携を密接に図り、日常生活におけるリハビリや体調管理を強化します。

また、すべての専門職と職員が、きめ細かい日常の関わりと支援を通じて利用者の体調の変化と心身の状態を把握するとともに、体調等の異変や疾病等の早期発見と早期対応に努めます。

さらに、利用者個々の疾患や障害特性に対応した食事の提供に取り組むとともに、安心安全に快適な生活を送っていただけるよう利用者の希望に沿った生活時間の提供を心がけます。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 医療機関や専門職との連携により、利用者の日常的な健康管理に対して迅速な対応を実施する。	・医療・専門職における各種調整会議の実施 					◆利用者の高齢化・重度化に対応した専門機関・専門職と職員との協働支援の体制が日常的に構築されている。
2. 利用者の個々の状態に合わせた生活時間等の検討を行う。	・利用者の状況に応じた日中活動プログラムの検討 					◆利用者の日中活動について、サービスの量や時間帯等が適切に提供され、継続的に検討と見直しがなされている。

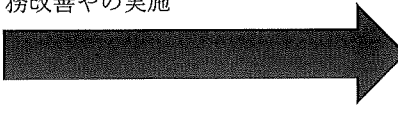
6) 生産性の向上と業務効率化

利用者の健康管理や各種介護記録等の書類作成、個別支援計画案、利用者満足度調査など、A Iを導入することにより、業務の効率化と生産性の向上に寄与してまいります。また、効率化により得られた時間を利用者との対話の充実に充当することによりきめの細かい支援を行います。

通常、業務効率化については、「整理・整頓・清掃・清潔・躰」の推進等、環境整備の徹底によって「ムリ・ムダ・ムラ」を無くし生産性の向上を図るとともに、サービス業務の一層の充実を目指します。

さらに、A I導入による各種データや数値の比較により、課題や傾向を抽出し、早期の対策等について、職員個々人が業務目標到達への最速・最短ルートの発見力を向上する努力をいたします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. さらなる重度障害者支援において、利用者の安心・安全の確保ならびに職員の介護負担軽減のため、新たな介護支援機器を積極的に導入する。	・介護支援機器の取扱い講習会等の開催、段階的な機器導入 					◆利用者のニーズに合った介護支援機器の導入が進むとともに、職員が働きやすい労働環境の整備が進み、職員の仕事のやりがい創出されている。
2. 「整理・整頓・清掃・清潔・躰」の推進等、環境整備を徹底する。	・オムツ交換や環境整備等における業務改善やの実施 					◆環境整備の徹底によって、生産性の向上を図り、全ての利用者の快適な日常生活を実現している。

7) 良質な福祉人材の育成

セル相談支援方式の徹底により、きめ細やかな利用者へのサービスと、豊かな福祉知識を持った人材を育成します。

さらに、「ライン組織」による指揮命令系統を常に遵守し、組織内での意思決定が迅速かつ正確に伝達できるとともに、常に風通しの良いコミュニケーションが図られる職員チームの編成と業務推進の醸成を目ざします。

施設・事業所における日常業務に係るOJT研修については、中堅職員の指導力の強化を図るとともに、チューターや全職員による新任職員とのコミュニケーションの一層の活性化により、法人全体の福祉人材の育成と定着を図ります。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. ライン組織の指揮命令系統を徹底するとともに、風通しの良い健全な施設風土を醸成する。	・組織内での迅速で正確な意思決定の伝達統一 					◆各施設でのガバナンスが強化されており、各組織内での、利用者への一元的支援方式と内部統制体制が整備されている。
2. 法人の研修体系による研修とともに、若手職員の業務意欲の引き上げと能力の発揮に繋がるOJTを強化する。	・チューターへの丁寧な育成を強化し、若手職員が安心して業務にあたり能力向上への育成の場の強化 					◆法人で実施する新任職員研修内容がブラッシュアップされ、研修等の実施とその評価の仕組みが確立している。

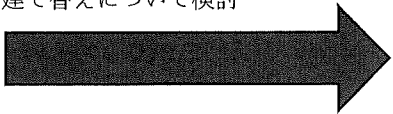
8) 最適な居住環境についての検討

老朽化が進む施設設備について、利用者にとって安心して快適な居住環境が維持できるよう十分配慮し、不具合発生時には迅速に対応いたします。特に大規模修繕については、実施時期を検討したうえで計画的に改修いたします。

また、利用者居室環境のあり方について、様々な角度から改善に向けた検討をいたします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 老朽化する設備の不具合発生時には、迅速に対応する。また、大規模修繕については計画的に実施する。	・設備の点検結果をもとに、不具合が事前に予見される場合は、計画的修繕に着手 					◆安心して生活できる環境が整備されている。

2. 利用者居室環境の改善について様々な角度で検討する。	・コスト縮減などに配慮し、増築や建て替えについて検討 	◆利用者にとって、快適な居室環境が整備されている。
------------------------------	---	---------------------------

9) 地域における公益的な取り組み(社会貢献事業)の推進

コロナ禍以降の社会情勢に沿った形で、地域での公益的な取り組みについて見直しを行い、有意義な地域貢献の展開に努めて地域共生社会の実現の一助に資することといたします。

また、施設の設備使用や備品等の施設が有する社会資源を地域へ提供、貸し出しを行うことで、地域に根差した施設を目指します。

さらに、「8050問題」や「親亡き後問題」等を見据え、短期入所事業ならびに緊急時の短期入所の受け入れ、「すこやか安心施設入所登録制度」のさらなる普及など常に地域の障害者や家族等のニーズに応えるとともに、地域の障害者のセーフティーネットとしての役割を担うなど、地域の社会福祉資源としての活動を通じて地域共生社会の実現に向けての社会福祉法人の責務を果たしてまいります。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 地域共生社会の実現に向けた取り組みを充実する。	・地域の障害者への相談等のニーズへの対応 					◆阪神間の市町行政、相談支援事業所等でのネットワーク構築が進み、在宅障害者のセーフティーネットとしての取り組みが確立している。
2. 社会情勢に沿った形で地域での公益的な取り組みについて見直しを行う。	・地域での公益的な取り組みの実施 					◆コロナ禍以降の社会ニーズに沿った地域貢献事業を展開している。
3. 地域における施設の社会化に向けた取り組みを充実する。	・地域に向けた施設の社会資源の活用 					◆地域貢献活動による「施設の社会化」が実現している。

7. ひょうご発達障害者支援センター

「クローバー宝塚ブランチ」

1) 専門的支援手法の実装

発達障害者支援センターは兵庫県の委託事業の専門機関として、発達障害のあるご本人やご家族の声に耳を傾けた丁寧な相談支援を実践します。

また、地域の2次機関の役割として、発達障害のある人が全てのライフステージを通して適切な支援を受けられる体制を目指します。そのためには、各地域の支援機関との連携を密にする必要があります。ツールとして、「発達障害の地域支援システムの簡易構造評価: Quick Structural Assessment of Community Care System for neurodevelopmental disorders; Q-SACCS」(以下、Q-SACCS「地域診断」マニュアル)の普及を目指し、各自治体と協力して地域のニーズや課題に取り組めるよう努めます。

【展開方法】

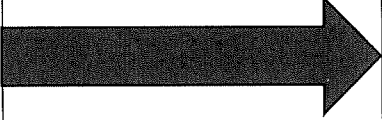
取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 専門的な相談支援の実践する。	・相談者のニーズの聞き取り、アセスメントの実施と・ニーズに合った支援の提供 					◆丁寧で効果のある相談支援を提供している。 ◆利用者のニーズに合ったプログラムを実践している。
2. 職員がニーズ調査ができる手法、Q-SACCS「地域診断マニュアル」を身に着ける。	・研修への参加 ・Q-SACCS「地域診断マニュアル」の内容を精査、関係機関に情報提供 					◆職員が地域ニーズを抽出できる手法を実装している。 ◆Q-SACCS「地域診断マニュアル」を関係者間で普及している。
3. 各地域別のニーズ把握の調査に協力できるような体制づくりを行う。	・必要に応じた機関連携 ・関係機関への情報発信 					◆地域ニーズに参画するために定期的な会議に参加している。 ◆地域のニーズや課題の抽出に協力ができている。

2) 関係機関との協働強化

ひきこもりや触法などの困難ケースに取り組むために、関係機関と顔がみえる連携が必要です。その手がかりとして、関係機関と協働した児童・家族へのペアレント・トレーニング

グやひきこもり家族支援プログラム(「CRAFT」;Community Reinforcement and Family Training)等の開催に積極的に取り組みます。2024年(令和6年)度に引き続き、2市(川西市・三田市)で取り組んだペアレント・トレーニングを継続するとともに、阪神北全域に普及できるように取り組みます。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 多職種と連携したプログラム開催(ペアトレ・CRAFT他)の普及・継続に取り組む。	・プログラムの情報発信 ・依頼に応じたコンサルの実施 					◆阪神北圏域で、ペアトレやCRAFTなどのプログラムのコンサルテーションを継続・増加している。

3) 地域支援者への支援スキル普及

発達障害のある方やそのご家族が、身近な地域の支援者から、個々の発達特性にあった支援を得るために、各市町への相談支援従事者対象の巡回コンサルテーションを継続・拡充します。また、相談支援従事者対象の初任者向け・経験者向け研修会を実施します。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 各市町への支援者対象の巡回コンサルテーションを実施する。(R6年現在:3市1町)	・関係機関への情報発信 ・巡回コンサルを継続・拡充 					◆巡回コンサルテーションを阪神北全域(4市1町)で実施している。
2. 相談支援従事者対象に研修会を開催する。	・関係機関への情報発信 ・研修テーマのニーズ調査 					◆相談支援従事者対象者に安定した研修会を開催している。

4) 関係機関の連携と普及啓発活動

近年の「8050問題」などを鑑みて、ひきこもりや生活困窮など様々な理由から支援につながりにくい本人、家族に対して、多職種と連携した丁寧な支援を行います。

また、普及啓発活動として、国連が提唱する「世界自閉症啓発デー」の発達障害啓発活動にも取り組むとともに、ブルーアクションデイや当事者による作品展など、当事者たちが地域で活動できる機会を提供します。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 「8050 問題」等を鑑み、地域と連携したチーム支援のスキル取得し、実践を目指す。	 ・研修への参加 ・機関連携による支援実施					◆ひきこもりなどの困難ケースに対して、多職種と連携した支援をしている。
2. 普及啓発活動と当事者の活動の場づくり	・地域や相談者への情報発信 					◆当事者の居場所や表現の場が継続・発展されている。 (例) 作品展など

8. 障害児通所支援事業所

「きぼうっこのぞみ・きぼうっこ逆瀬川・きぼうっこ山本」

1) S S T（ソーシャルスキル・トレーニング）療育の推進

発達障害の可能性のある児童生徒の急増（「小中学生の 8.8%が発達障害」：2022.12 文部科学省調査）に表される発達障害児への支援ニーズの高まりを受けて、発達障害児支援で最も重要な療育と位置づけている S S T（ソーシャルスキル・トレーニング）療育の更なる向上を目ざし、放課後等デイサービスで実施している S S T 独自の評価システムや T I P S（チーム主導型問題解決モデル）のブラッシュアップに努めます。

また、早期療育の重要性を鑑み、児童発達支援においても S S T 療育を導入し、放課後等デイサービスとの連携の強化による切れ目のない支援を実施してまいります。

【展開方法】

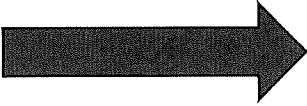
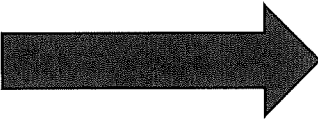
取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. きぼうっこ式評価システムを活用した S S T 療育を実施する。						◆TIPS（チーム主導型問題解決モデル）ミーティングを活用し、支援の問題の抽出と改善が継続的に実施することができる。
2. マニュアルに基づいた S S T スタッフトレーニング(OJT)を実施する。						◆管理者が実施していた S S T スタッフトレーニングを中堅職員に技術継承し、中堅職員が新任職員に指導することができる。 ◆職員の指導スキルが向上し、全職員が一定のレベルで統一した S S T 療育を実施することができる。 ◆児童が事業所内でのレッスンを通じて、多種多様なソーシャルスキルを習得することができる。

2) 保育所等訪問支援の推進（きぼうっこ逆瀬川・きぼうっこ山本）

事業所内のレッスンで習得したソーシャルスキルを児童が日常の様々な場面で活かせる機会を設定し、事業外での成功体験を増やすことでより効果を上げる目的として、小学校等へ本事業所の職員が訪問し、教員と連携して S S T 療育の強化を図ります。

また、家庭や学校との連携を促すコーディネイト役を担い、児童に対する共通理解を深め、児童の成長に繋がるサポートを行います。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 専門家によるコンサルテーションを受け、データに基づいた療育支援を実施する。	・きぼうっこ式評価システムを活用した支援プログラムの導入 					◆定期的に、専門家によるコンサルテーションを受けることで、データに基づいた「きぼうっこ」独自のソーシャルスキルの向上に繋がる保育所等訪問支援が確立されている。
1. 家庭と学校との連携を強化し、共通理解のもと支援を行い、ソーシャルスキルの向上を目指す。	・事業所外でのスキルの可視化 					◆学校の教員から提供された学校内での児童のソーシャルスキルの実施状況の報告を基にデータ分析を行い、事業所外でのソーシャルスキルの実施率について継続的にモニタリングを行っている。 ◆教員等との連携が深まり、学校と連携した支援を実施することができている。 ◆児童が習得したソーシャルスキルが事業所外で実施されており、児童の成功体験が重ねられている。

3) ペアレントトレーニングの充実（きぼうっこのぞみ）

保護者支援として、定期的にペアレントトレーニングを開催します。ペアレントトレーニングでは、子どもの特性や発達の状態を知ることで、子育ての意識や子どもへの声かけが変化し、保護者が子どもとのコミュニケーションを楽しみ、子育てへの悩みや困りごとが解消されることを目的としています。また、同じ境遇の保護者との交流の場となり、孤立しやすい子育て世代の保護者同士の繋がりが広がり、共感の共有も期待できます。ペアレントトレーニング（全5回）の受講後は、フォローアップ講座を開催し、継続的に保護者の健全な子育てをサポートします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 専門家によるコンサルテーションを受け、データに基づいた療育支援を実施する。	・ペアレントトレーニング（全5回）の開催 ・フォローアップ講座の開催 					◆ペアレントトレーニングを受講することで、保護者の意識や声かけに前向きな変化が生じ、保護者が子育てを楽しむことができている。

4) 職員の相談支援技術の向上

児童や家族の声に丁寧に耳を傾け、それぞれのニーズに合わせ、専門的知識を活かした相談支援を実施するため、職員の相談支援技術の向上を図ります。

まずは、発達障害児への療育（発達支援）の基本となる「ABA」（応用行動分析学：Applied Behavior Analysis）の考え方を身に付け、日々の療育場面での児童との関わりを通じて、保護者との信頼関係を構築し、保護者が児童の発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努めます。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 専門的知識を活かした相談支援を実施するために、相談支援技術の向上を図る。	・「ABA」（応用行動分析学）研修の受講 ・相談支援の実施 					◆児童本人や保護者からの相談に真摯に対応することで、心理的安全性が担保され、相談しやすい環境が構築されている。

5) 他機関との連携強化

通所児童が所属している幼稚園や保育所、学校、相談支援事業所との連携を強化し、共通理解を深め、統一した支援を図ります。情報を他機関に提供するだけの一方通行では、それぞれの機関がそれぞれに得た情報をもとに支援を行うこととなり、その結果、児童が混乱し不適切な行動が増加するという不都合が生じるという事態が考えられます。そのため、関係機関が積極的に交流を図り、双方向なやり取りが可能となるシステムを確立し、児童や家族にとって有用な連携体制が構築できるように努めてまいります。

また、地域住民への「きぼうっこ」での取り組みの周知を図り、発達障害についての理解を深めてまいります。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 第2地区及び第5地区内の関係機関との連携を強化する。	・関係機関連携会議の開催 ・第2地区地域交流会への参画 ・長尾地区ネットワーク会議への参画 					◆関係機関との相互的なやり取りが増え、協力体制が整備されている。 ◆通所児童を取り巻く関係機関（保護者、学校、相談支援事業所等）との連携が深まり、共通理解を得ることで統一した支援に結び付くとともに、児童の安心・安全に資することができている。

9. 障害者就労継続支援 A 型・B 型事業所

「ジョブサポート希望」

1) 就労支援の強化

就労継続支援多機能型事業所「ジョブサポート希望」では、雇用契約に基づく就労形態の A 型と、契約を結ばない就労形態の B 型を運営しています。利用者が、地域で自立した生活を営めるよう、生産活動・就労訓練を通じて必要な知識や能力向上を行い、一般就労に向けた支援を適切かつ効果的に提供しています。

また、当事業所の特徴である農業活動では、発達障害や精神障害の方の特性を活かし、相談支援事業所や行政機関、地域の民生児童委員等と連携し、潜在的ニーズを発掘し、社会参加や一般就労を目指す利用者を支援します。

2) 利用者の自己実現の支援

特に自己実現のためのキャリアアップ支援では、居宅から地域社会へ、社会参加や就労へと段階的な訓練を進めながら、利用者の状況に応じた支援を個別に提供します。また、一般就労を目指す利用者には、職業訓練や履歴書作成・面接対策等を行い、企業やハローワークと連携しながら就労機会の確保に努めます。

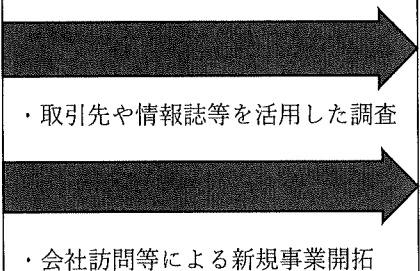
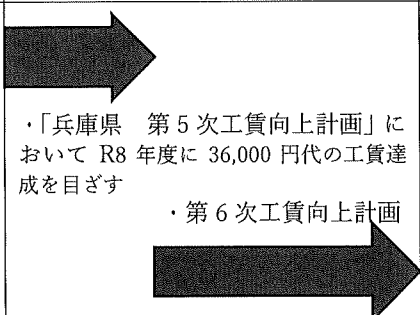
3) 工賃向上への取り組み

利用者の就労意欲を向上させるため、常に収益性の高い生産活動を目指して、作業の効率化と活動内容の充実強化により、利用者の工賃を引き上げることに努めています。その取り組みとして、今後も高効率高収益の事業を展開し、市場調査や営業活動に積極的に取り組み、工賃向上の一助として現在、本法人の設置する身体障害者支援施設「希望の家ワークセンター」（以下、「ワークセンター」）で行っている印刷作業の一部を「ジョブサポート希望」のへ移管や、収益性の高い宝塚市の共同受注窓口グッドジョブを活用しての受注等を促進し、収益アップによる利用者の工賃向上を目指します。

また、事業所間の協力体制として同じ事業を展開する JCC 希望と連携を強化し、引き続いて単独の事業所では対応が難しい大規模な作業に関しては、JCC 希望との密接な連携にて対応します。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5 年後の到達目標
--------	----	----	----	-----	-----	-----------

1. 新たな事業の市場調査により、高効率高収益の事業発掘	 ・取引先や情報誌等を活用した調査 ・会社訪問等による新規事業開拓	◆従来の事業に新たな新規事業が加わり収益が向上している。
2. 工賃向上計画への取組	 ・「兵庫県 第5次工賃向上計画」において R8 年度に 36,000 円代の工賃達成を目指す ・第6次工賃向上計画	◆ 兵庫県ユニバーサル推進課に提出した「第5次、第6次工賃向上計画」を提出し、目標工賃が達成している。
3. 印刷作業の移管	 ・段階的にワークセンターから印刷作業の一部を移管	◆ワークセンターから印刷作業の一部を移管し、効率的な生産体制が構築されている。
4. 利用者、職員の印刷技術の向上、育成及び新規受注先の開拓	 ・利用者の OJT 研修などを実施 ・官公庁関連への営業活動 ・新しい印刷機器の導入を検討	◆印刷技術が向上し、人材確保ができています。 ◆生産能力と品質の向上により売上が向上している。

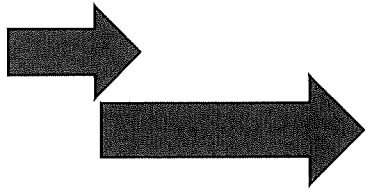
4) 農作業関連のさらなる充実

農福連携の推進には、職員の福祉的な支援技術と併せて、農業関連の知識と技術が求められることから、今後も地元の農家や J A（農業協同組合）に協力いただき、事業所としての農業関連事業のレベルアップを目指して、利用者、職員の人材育成や人材確保に積極的に取り組めます。

また、西谷地域の過疎化や高齢化の進行に伴う遊休農地の増加に伴い、これらの遊休農地の有効利用を推進します。

さらに、地産地消の観点から、地元のスーパーマーケットや道の駅、農産品直売所、バザーなど地域のあらゆるチャンネルを活用して販路の拡大に努力いたします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 農業技術の向上	 ・地元農家や JA との良好な関係維持					◆露地栽培方法等について地元農家や JA 等からの利用者、職員等への技術指導により農業技術が向上している。
2. 農産物の生産体制の向上	 ・従来の農地 ・遊休農地の活用					◆遊休農地の有効活用が進んでいる。 ◆農業の生産品目が増加している。 ◆農産品の新しい販路が拡大している。

障害者就労継続支援 B 型事業所 「JCC希望」

1) 就労支援の強化

2017 年（平成 29 年）11 月に就労移行支援事業所として設立し、2021 年（令和 3 年）10 月には、就労継続支援 B 型事業所へ事業種別を移行した経緯から、就労移行も含め特色を活かした内容とし、作業訓練だけでなく、パソコン等の操作やオフィストレーニングなどのプログラムを取り入れ、作業訓練か就労移行プログラムかを選択できる環境を提供しています。

また、就労に向けての履歴書作成や面接練習・企業見学や体験などにもさらに力を入れ、ハローワーク等関連事業者や団体と密接な連携を図り、ステップアップや就労機会の確保と定着に繋ぐことを目指します。

さらに卒業後の進路候補の一つとなるように、特別支援学校の実習生を受け入れるなどの協力体制を取り、事業所の強みや取り組みの周知につなげます。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5 年後の到達目標
1. 企業見学会や体験会に参加する機会を増やし、就労への意識付けを行う。また就労体験を積む機会を通して経験を重ねる。 2. 近隣の就労支援交流会へ参加し情報交換を行う。	 ・ハローワークと情報共有等の連携					◆就労体験を積む機会を通して経験を積むことで就職への意欲、モチベーションが向上している。 ◆近隣の就労支援機関との連携が密接になるとともに、事業所の就労支援の質が向上している。
1. 各機関とのつながりを強化し、連携を密に取りながら信頼関係を築き、就労支援体制を整える。	 ・就労定着のため、利用者の就職先への定期訪問を実施					◆就職への実績が作れていることで、就労特化型の B 型事業所として周知されている。 ◆就労特化型として、利用者満足度の高い事業所になっている。

2) 利用者の自己実現の支援

本人やそのご家族の状況を把握し、当事者や当事者を取り巻く人々等が一步踏み出せるように必要な資源の活用等を環境整備し、自己実現へ向けた支援を行います。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 利用者一人ひとりの希望の実現に向け、丁寧なアセスメントを行う。 2. 相談支援事業所等関係機関と密な連携を取り、利用者をサポートする。	 ・利用者一人ひとりの支援機関と情報共有しながら丁寧なアセスメントの実施					◆利用者一人ひとりが希望する生活の実現に近づいている。 ◆関係機関と信頼関係が築け、多くの機関と協力した支援体制が整っている。

3) 工賃向上の取り組み

安定した請負外作業などの収益性の高い生産活動を受注して、平均工賃の向上を図ります。高い工賃を支払えること、多種多様な作業を経験できることで利用者満足度の高い事業所を目指します。

宝塚市の共同受注窓口（グッドジョブ）に2025年（令和7年）度から加入し、ジョブサポート希望との連携を強化することにより作業収益の向上を図ります。

【展開方法】

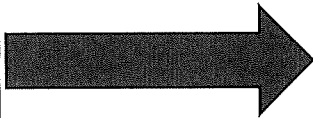
取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 共同受注窓口グッドジョブへの加入	 ・令和7年度に共同受注窓口へ加入					◆ジョブサポート希望と2か所で申し込むことで受注する作業数が増えている。 ◆作業収益が向上している。
2. 収益性の高い、請負外作業の生産活動を開拓する。	 ・ジョブサポートと共同受注窓口の作業を分担					◆安定した工賃が得られ、他の事業所と比較して、平均工賃額が向上している。 ◆利用者満足度のポイントが上昇している。

4) 多様化する利用者への支援強化

発達障害および精神障害を含む多様な障害が複雑に重複する中で、職員は利用者一人ひとりの特性を把握し、その特性に応じたきめ細やかなサービスを提供するよう心がけ、全スタッフで協力しながら、各利用者の状況に合わせた支援を行うよう努めます。

また、支援スキルの向上や要望やクレーム等の受付など様々な研修に参加し職員の質を向上させ、利用者満足度の高い事業所となるよう努力いたします。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 多様化するニーズ対応に向け、専門職の確保・幅広い分野の研修を職員が受講できるよう調整を行い、職員の専門性の向上を目指す。	 ・法人内外の研修の受講					◆職員の専門性が向上し、利用者満足度の高い事業所となるとともに、機関との関係や繋がりが増加している。

10. 地域活動支援センター 「ひなた(陽)」

1) 利用者の自己実現への支援

「在宅」から「地域」に向けて、生活リズムを整えながら日常生活や社会生活への円滑化を図るため、利用者一人ひとりの希望の実現に向けた支援を目指します。

また、様々な年代、性別、障害等の利用者のニーズにあわせ、多種多様な講座への参加や外出・創作活動への参加や他者との交流など様々な機会等を提供し、日常生活の体験をとおして社会参加を促進するとともに、自立に向けた生産活動訓練を実施することにより、次の段階の事業所（就労継続支援 B 型事業所等）へのステップアップを利用者とともに目指します。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 多種多様なニーズにあわせた講座の開催、外出機会や他者との交流の機会を提供する等、講座内容の充実を図る。	・個別目標の確認 ・多種多様な講座の開催 ・講座についてのアンケートを実施する等の効果測定を行い、PDCA サイクルに基づいた支援を行う。 					◆就労継続、就労移行支援等、次のステップへ移行する利用者が安定しており、通過施設としての役割を果たしている。

2) 事業所間連携の促進と広報活動の強化

法人内の相談支援事業所、就労継続支援事業所等との連携強化に取組み、ひなた(陽)へのスムーズな通所支援につながるとともに、さらなる自立に向けて、JCC 希望、ジョブサポート希望など就労継続支援事業所へのステップが可能となる体制をつくります。

また、発達障害・精神障害への支援ニーズのある方々への社会参加の促進を目的に、相談支援事業所等へひなた(陽)の情報の発信と提供を行うとともに、ホームページ等で当事業所の活動についての広報活動の強化に取り組みます。

【展開方法】

取り組み内容	R7	R8	R9	R10	R11	5年後の到達目標
1. 法人内外の事業所等からのスムーズな受入れ、見学体験等を実施し、事業所間連携を促進する。	・相談支援事業所等より見学、体験等の受け入れ促進 ・JCC 希望、ジョブサポート希望や他の就労継続支援事業所への見学、体験会の実施 					◆コミセン希望からの見学や、利用の受入れ、JCC 希望、ジョブサポート希望への移行を希望する利用者が増加している。 ◆利用者が、複数の事業所から連携力の高い支援を受けられており、利用者満足度が向上している。
2. 相談支援事業所等 への周知、ホームページ等での事業所の広報活動の強化に取り組む。	・相談支援事業所等 への予定表等の定期配布 ・ホームページ等での情報発信の強化 					◆地域の中でひなた(陽)が広く周知され、利用に関する問い合わせ等が安定して増加している。

(2025 年（令和 7 年）1 月策定）

「2025 年問題」に対応した福祉人材確保戦略

I. 2025 年を迎えて

1) 2025 年問題とは

今年 2025 年にわが国は、団塊の世代（「第 1 次ベビーブーム」時期の 1947 年から 1949 年生まれの世代）の約 800 万人がすべて 75 歳以上の後期高齢者となり、国民の 5 人に 1 人が後期高齢者という世界でも前例のない超高齢社会を迎える。

日本の戦後の成長をけん引してきた団塊の世代が 75 歳以上を迎えることにより、日本の人口約 1 億 2200 万人のうち、後期高齢者が約 2180 万人、65 歳から 74 歳の前期高齢者が約 1497 万人に達するといわれている。

また国は、2025 年には国民の約 3 人に 1 人が 65 歳以上、約 5 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者になると予測したうえで、超高齢社会に突入したことにより生じる様々な影響や社会問題を指して「2025 年問題」とし、「2025 年の社会像」として、次の 5 点をあげている。

【2025 年の社会像】

1. 従来の高齢化の進展の「速さ」の問題から、高齢化率の「高さ」（高齢者数の多さ）の問題に変化
2. 認知症高齢者数の急速な増加
3. 高齢者世帯の増加並びに高齢者の一人暮らし・高齢夫婦のみ世帯の著しい増加
4. 年間死亡者数の増加
5. 首都圏や都市部での急速な高齢化と、高齢者の住まいの問題の顕在化

2) 2025 年問題の影響

この「2025 年問題」のなかで国民の生活に与える最も大きな影響の一つは、年金、医療保険・介護保険、生活保護などの社会保障制度に関係する費用、特に老齢年金や介護保険などの社会保障費の増加である。

一方、社会保障制度を支える現役世代がさらに減少することから、労働力人口はさらに大幅に減少し、税収の歳入が見込めずに医療や介護に必要な税額の確保が難しくなるとして警鐘を鳴らしている。

さらにこの状況から、増加している認知症をはじめ介護にかかわる人材の確保や医師・看護師の不足など、介護や医療体制とともに年金制度など社会保障にも大きな影響が及ぶことが懸念されている。

特に社会保障制度は、現役世代が負担して高齢者を支える構造であることから、超高齢社会の到来による国全体への影響は極めて深刻であると言える。

3) 介護人材の不足

後期高齢者が増加するということは同時に、介護・医療サービスを必要とする人も増えるということである。そのため、サービスの担い手である介護・医療人材の確保は言うまでもないが、現状では必要とされる数の介護・医療人材の確保が追いつかず、38万人の担い手が不足するとされている。

このままでは、必要な介護体制が維持できなくなり、介護が必要な「要介護者」認定をされていても、福祉施設への入所が出来ない、適切な在宅サービスを受けることが出来ないなどのいわゆる“介護難民”の増加が予想されている。

4) さらなる 2040 年問題とは

「2025 年問題」は、前述のとおり団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となり、全人口の 17.8%にあたる約 2180 万人に達することにより、高齢者人口が「増加の過渡期」にあたるという社会問題を指すものである。

一方で「2025 年問題」と「2040 年問題」との違いは、「2040 年」は高齢者人口の「ピーク」（頂点）にあたるという違いがあると言われている。

つまり 2040 年には、“団塊ジュニア世代”が 65 歳を迎えることになり、日本の総人口が約 1 億 1284 万人まで減少し、65 歳以上の人口が全体の約 35%となると推計されており、この状況は、社会全体の労働力が減少することから医療や介護などの社会保障制度そのものを維持することが困難になると予想されており、「2040 年問題」と呼んでいる。

5) 福祉サービスの安定的提供

われわれ社会福祉法人にとって、質の高い福祉サービスを安定してサービス提供し続けるためには、優秀な福祉人材が必要であるのは言うまでもない。

しかしながら、わが国の超高齢化社会における生産年齢人口の急激な減少状況のなか、人材の確保や定着は、今後ますます困難になるのは明白である。

利用者へのサービスの提供の維持継続のために、福祉人材の確保の確保と定着はもとより、多様な人材が安心して働き続けることが出来る職場環境をつくることが喫緊の課題である。

II. 福祉人材の確保・育成に向けて

1) 中長期計画での取組

法人では、2021 年（令和 3 年）に策定した「第 1 期中長期計画」に基づいて「人材確保・育成の基本戦略」としてその推進事項を定めたが、その後 5 年間が経過して令和 6 年度末にその推進期間が終了するにあたり、今後当面の間の「福祉人材確保」に関する戦略を次のとおりとする。

2)「2025 年問題」に対応した福祉人材確保戦略

【多様な福祉人材確保戦略】

- ◆「FACE to FUKUSHI」や県社協主催の「就職総合フェア」等の就職を希望する者と法人の担当者との直接面談の機会のある就職説明会などに、年度ごとの新卒者の意識や姿勢等を考慮した「採用案内」を作成し、各種採用イベント等に積極的に出展・参加する。
- ◆「マイナビ」などの SNS を活用した採用情報の発信や、ホームページやなど IT を活用した幅の広いリクルート活動の展開と情報発信をさらに進め、新卒者や第 2 新卒者の採用など幅広い採用活動を展開する。
- ◆本法人の職員であって諸般の事情により退職した者に対して、再雇用（正規または嘱託・パート職員）の意思を打診して就職への機会を設けて再就職につなぐとともに、地域の就労希望者に多様な働き方を提供する。
- ◆法人の各施設・事業所に就労を希望するシニア層に対して、対応可能な業務を峻別したうえで業務内容や就労時間等について弾力的に運用することにより、就労を希望するシニアの雇用の場を創出する。
- ◆あらゆる機会に潜在的専門資格保持者などに対して、施設・事業所の特徴や職場環境等を説明して中途採用者の就職機会を提供し、副業・兼業、家事の隙間（すきま）時間労働等の多様な就労スタイルや働き方を希望する方に提供することにより地域住民の労働参加を推進する。
- ◆法人の施設・事業所の「働きやすいポイント」（高報酬、福利厚生制度の優遇、充実した研修制度、資格取得支援制度、新規採用者への業務サポートなど）を積極的に広報し、入職希望者の心理的ハードルの降下に力点を置いたリクルート活動の展開。
- ◆法人の「紹介奨励金」の積極的運用により、現任職員から新たな職員採用希望者の紹介を推奨し、後輩や親族等の福祉の仕事の未経験者の就職希望者の採用を図る。

【人材の定着への戦略】

- ◆福祉 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、施設・事業所への段階的な AI・ICT 機器の導入より、支援職員の事務業務の効率化を推進して省力出来た時間やリソースを利用者支援に投下することにより、利用者と職員の双方の満足度の向上を図ることとする。

- ◆「キャリアパス」に基づいて、新任職員研修をはじめ、階層別研修、法令に依拠した研修など職員の目的とする職務や職位への順序や道筋を明確にし、着実にスキルアップに向けた研修計画により職員のモチベーションのより一層の向上を図る。
- ◆「重度障害者への対応」を意識した、重度障害者への医療ケア、強度行動障害者等の専門研修を強化するとともに、法人内外で研修発表の場を提供することにより職員の育成と自主研鑽の充実を図る。
- ◆介護福祉士や社会福祉士等の福祉専門資格の取得と資格取得補助金を推奨し、すべての職員が障害福祉分野の専門職集団となることを目指すとともに、利用者により質の高い福祉サービスを提供する。
- ◆パワーハラスメントやカスタマーハラスメントなど、あらゆるハラスメントから職員を守るため、職員研修を実施するとともに法人内及び利用者・家族等関係者等へのメッセージ発信など必要な方策を講じる。

【職員の処遇向上への戦略】

- ◆人事院勧告や県人事委員会勧告、一般企業等の賃上げ状況等を勘案し、職員の給与や賃金のベースアップのための措置を積極的に実行する。
- ◆職員処遇改善加算、ベースアップ等支援加算等の処遇改善費の支給や、パート職員を含む全職員への臨時給付金の支給など、職員の給与面での処遇改善に積極的に取り組む。
- ◆令和7年度から創設する、法人の「奨学金返済支援制度」を活用し、奨学金を返済する職員の経済的負担の一部軽減を図るとともに、若い福祉人材の確保と定着促進を目指す。
- ◆法人内での働き方改革をさらに推進するため、「働き方改革5項目の重点取組み」
(①有給休暇取得率促進、②残業ゼロの継続、③離職率の低減、④職場環境の充実、⑤女性管理職の比率向上)の実践に積極的に取り組む。

【福祉職場の魅力向上への戦略】

- ◆職員の知人や後輩、親族等に対して、本法人施設・事業所の情報発信を積極的に実施し、福祉のイメージアップを図るとともに福祉の仕事の社会的評価の向上を図る。

- ◆職員一人ひとりが“リクルーター”として、出身学校の学生や進路指導担当者に働きかけ、採用に向けた情報提供活動を行うとともに福祉の職場に対する理解促進を図る。
- ◆法人のホームページや SNS を活用し、施設・事業所からの情報発信を積極的に行い、福祉全体のイメージアップと障害者への理解の促進に取り組むとともに、地域に開かれた施設・事業所を目指す。
- ◆施設・事業所見学や実習、インターンシップ等の機会を広く設けて、開かれた施設・事業所として情報公開を図るとともに、就職希望者や関係者に対して法人の強みとブランド力を広く発信する。

【資 料】

I 「希望の家」 法人理念

- ・一人ひとりの意思と人権を尊重し、利用者の幸福を追求する。
- ・一人ひとりに質の高いサービスを提供する。
- ・一人ひとりが社会の一員として、共に生きる社会づくりに参画する。
- ・可能な限り、地域の新たなニーズの解決に努める。
- ・希望の家の価値を高め、社会貢献に努める。

II 「希望の家」 創設の精神〈萬代イズム〉

創業者である故萬代房子先生が実践・提唱された施設サービス活動の際の「考え方・精神」を次のとおり継承し、全職員がこの「考え方・精神」に則り、日々のサービス活動を実践する。

- 1) 施設の利用者・職員は一つの家族である
- 2) 施設利用者は、施設で甘えてもよいが、感謝の気持ちを忘れてはいけない
- 3) 施設利用者で出来ることは、出来るだけ自分でする
- 4) 施設利用者一人ひとりに合った指導を気長に行い、強制はしない
- 5) 施設利用者が、間違った時は厳しく指導するが、後のフォローを確実に行う
- 6) 施設への来訪者は、大事なお客様、出来るだけのおもてなしをする
- 7) 施設職員は、利用者へのケアをさせていただくという姿勢を持つ

III 社会福祉法人「希望の家」行動指針

(1) 利用者に対する基本姿勢

①人権と主体性の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人と家族の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。

②サービスの質の向上

常に利用者の立場に立って個々のニーズに応じた質の高い適切な福祉サービスを提供します。また、サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

③地域との関係の継続

利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係を保持し、さらに促進されるように支援します。

④生活環境・利用環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を保障するため、利用者の生活環境・利用環境の維持および向上に努めます。

(2) 社会に対する基本姿勢

①地域における公益的な取組の推進

地域における「8050 問題」などの様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関との連携・協働を図り、公益的な取り組みを推進し社会的責任を果たします。また、地域福祉計画にも参画し、地域包括ケアの確立に取り組めます。

②信頼と協力を得るための情報発信

社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、社会からの信頼や協力が必要不可欠です。今「見える化」にとどまらない「見せる化」を推進し、社会の信頼と協力を得るために、積極的な情報発信に取り組めます。

(3) 福祉人材に対する基本姿勢

①トータルな人材マネジメントの推進

経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。

②人材の確保に向けた取組の強化

良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組めます。

③人材の定着に向けた取組の強化

福祉サービスの継続と発展のために、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を整えます。また、メンタルヘルス対策の推進、ワークライフバランスの実現を推進します。

④人材の育成

法人のめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組めます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組めます。

(4) マネジメントにおける基本姿勢

①コンプライアンス(法令遵守)の徹底

社会福祉法など関係法令はもとより、個人情報取扱い、守秘義務に関する諸規程

等、さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

②組織統治（ガバナンス）の確立

国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。

③健全な財務規律の確立

公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。

④経営者としての役割

社会福祉法人の経営者として、リーダーシップを発揮し、「社会福祉法人行動指針」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して迅速に対応します。

社会福祉法人希望の家 第2期中長期計画

発行年月 2025 年（令和 7 年）4 月

発行者 社会福祉法人希望の家

〒669-1231

宝塚市玉瀬字田畠 10 番地

T E L : 0797-91-1800

F A X : 0797-91-1801

U R L : <http://www.kibounoie.org/>